

職場意識改善計画

| 取組事項 | 具体的な取組内容 |
|---|---|
| 3 労働時間等の設定の改善のための措置 | (注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。 |
| ①年次有給休暇の取得促進のための措置 | <p>(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、個人別の年次有給休暇取得計画表（休暇管理簿）を作成するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。 なお、1年度目は計画的付与制度の導入に必要な就業規則の変更や労使協定の締結など所要の手続きを行い、有給休暇取得率50%を目標とする。</p> <p>(2年度目) 計画的付与制度の職場への周知を進めるとともに、取得が進んでいない部署や労働者に対して注意喚起を行い、年次有給休暇の取得促進を図り、有給休暇取得率70%を目標とする。</p> |
| ②所定外労働削減のための措置 | <p>(1年度目) 所定外労働を削減する具体的な取組として残業の許可制度を導入し、月の残業時間を20%削減を目標とする。事務所内への掲示等により、各職場に周知徹底を図る。</p> <p>(2年度目) 残業削減目標をさらに20%とし、業務体制を改善していく。具体的には、 ①計画的に効率よくメリハリをつけて仕事を進めること ②安易に残業しない・させないという意識改革を進めること に取り組む。</p> |
| ③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定 | <p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p> |
| ④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置 | <p>(1年度目) 地域活動に参加する労働者に配慮した働き方について、労働者の要望を踏まえ、検討する。</p> <p>(2年度目) 検討結果を踏まえ、制度を導入する。また、ボランティア休暇制度を導入する。</p> |
| ⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置 | <p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p> |
| 4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと | <p>(1年度目) 労使間で協議の上、「制度面の改善」として、1ヶ月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%とし、年次有給休暇の取得状況の確認制度の導入と年間5日以上計画的付与制度を導入する。</p> |